

令和6年9月清須市議会定例会会議録

令和6年9月26日、令和6年9月清須市議会定例会は、清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1 番	伊 藤 奈 美	2 番	浅 妻 奈々子
3 番	齊 藤 紗綾香	4 番	土 本 千亜紀
5 番	松 岡 繁 知	6 番	山 内 徳 彦
7 番	富 田 雄 二	8 番	松 川 秀 康
9 番	大 塚 祥 之	10 番	小 崎 進 一
11 番	飛 永 勝 次	12 番	野々部 享
13 番	岡 山 克 彦	14 番	林 真 子
15 番	加 藤 光 則	16 番	高 橋 哲 生
17 番	伊 藤 嘉 起	18 番	久 野 茂
19 番	浅 井 泰 三	20 番	成 田 義 之
21 番	天 野 武 藏		

計 21名

3. 欠席議員

な し

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市	長	永 田 純 夫
副 市	長	葛 谷 賢 二
教 育	長	天 埜 幸 治
企 画 部	長	河 口 直 彦
総 務 部	長	岩 田 喜 一

危機管理部 長
 市民環境部 長
 健康福祉部 長
 建設部 長
 会計管理者
 教育部 長
 監査委員事務局 長
 企画部次長兼企画政策課 長
 総務部次長兼総務課 長
 総務部次長兼収納課 長
 危機管理部次長兼危機管理課 長
 市民環境部次長兼生活環境課 長
 健康福祉部次長兼児童保育課 長
 健康福祉部次長兼健康推進課 長
 建設部次長兼新清洲駅周辺まちづくり課 長
 建設部 参事
 人事秘書課 長
 企業誘致課 長
 財政課 長
 財産管理課 長
 税務課 長
 市民課 長
 保険年金課 長
 産業課 長
 西枇杷島市民サービスセンター所 長
 清洲市民サービスセンター所 長
 春日市民サービスセンター所 長
 社会福祉課 長
 高齢福祉課 長

飯田 英 晴
 石田 隆
 丹羽 久 登
 長谷川 久 高
 三輪 好 邦
 石黒 直 人
 吉田 敬
 林 智 雄
 檜本 雄 介
 辻 清 岳
 舟橋 監 司
 松村 和 浩
 吉野 厚 之
 古川 伊都子
 前田 敬 春
 片野 裕 介
 岡田 善 紀
 沢田 茂
 服部 浩 之
 所 邦 治
 酒井 雄一郎
 藏城 浩 司
 浅野 英 樹
 梶浦 庄 治
 下村 辰 之
 石田 讓
 佐藤 嘉 起
 鈴木 許 行子
 石田 嘉 子

こども家庭課長
土木課長
都市計画課長
上下水道課長
会計課長
学校教育課長
生涯学習課長
スポーツ課長
学校給食センター管理事務所長
監査課長

寺社下葉子
村瀬巧
鈴木雅貴
伊藤嘉規
平野嘉也
瀬尾光
大沼賀敬
高山敬
吉田剛
木全信行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長
議会事務局次長兼議事調査課長
議事調査課係長

後藤邦夫
鹿島康浩
炭竈愛子

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 認定第 1 号 令和 5 年度清須市一般会計決算認定について
日程第 2 認定第 2 号 令和 5 年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
日程第 3 認定第 3 号 令和 5 年度清須市介護保険特別会計決算認定について
日程第 4 認定第 4 号 令和 5 年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第 5 認定第 5 号 令和 5 年度清須市水道事業決算認定について
日程第 6 認定第 6 号 令和 5 年度清須市下水道事業決算認定について
日程第 7 議案第 40 号 清須市税条例の一部を改正する条例案
日程第 8 議案第 41 号 清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
日程第 9 議案第 42 号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 10 議案第 43 号 清須市下水道条例の一部を改正する条例案

- 日程第 1 1 議案第 4 4 号 名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 1 2 議案第 4 5 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第 1 3 議案第 4 6 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 1 4 議案第 4 7 号 令和 5 年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 1 5 議案第 4 8 号 令和 6 年度清須市一般会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 1 6 議案第 4 9 号 令和 6 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 1 7 議案第 5 0 号 令和 6 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 1 8 議案第 5 1 号 令和 6 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 1 9 議案第 5 2 号 動産の取得について（追認）
- 日程第 2 0 発議第 2 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）
- 日程第 2 1 請願第 1 号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准をするよう清須市議会からの意見書」提出を求める請願
- 日程第 2 2 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 2 3 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 2 4 議員派遣について

（ 傍聴者 1 8 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (岡山 克彦君)

おはようございます。

令和6年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

本日の会議を開きます。

本日、服部財政課長から欠席の届出が提出されています。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1から日程第21までの案件については、9月5日の本会議において各常任委員会に審査を付託いたし、十分御審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より、開催の順序に従いまして、審査の内容と結果について報告を求めます。

報告は、発言席でお願いいたします。

はじめに、9月9日及び10日に開催されました建設文教常任委員会の報告を松岡委員長より求めます。

松岡委員長。

< 建設文教常任委員会委員長 (松岡 繁知君) 登壇 >

建設文教常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

議席5番、建設文教常任委員長、松岡繁知でございます。

令和6年9月定例会に上程されました議案等のうち、当建設文教常任委員会に付託されました案件につきましては、去る9月9日及び10日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

これより、その審査の主な内容と結果について御報告を申し上げます。

最初に、認定第1号「令和5年度清須市一般会計決算認定について」の建設文教常任委員会所管分について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、雑入について、委員より、「土木費雑入におけるネーミング・ライツ料の内訳及び更新時の塗替えの負担は。」との質問があり、当局は、「落合横断歩道橋が9万9,000円で、古城横断歩道橋が11万8,800円です。更新時は、原形復旧のため、今、掲示している事業

者に消していただきます。」との答弁でありました。

委員より、「教育費雑入における収入未済額の内訳は。」との質問があり、当局は、「収入未済額は全て学校給食費で、現年度分66万8,000円、過年度分が432万1,512円です。」との答弁でありました。

歳出では、土木管理費について、委員より、「現在の地籍調査の進捗と完了時期は。」との質問があり、当局は、「長畑地区と蓮花寺地区で進めており、来年度中の完了予定です。」との答弁でありました。

都市計画費について、委員より、「市内3か所の区画整理の進捗状況は。」との質問があり、当局は、「新清洲駅北土地区画整理事業は令和5年度末で事業費ベース95.6%、春日新橋西土地区画整理事業は令和7年度末を目途に組合解散、清洲駅前土地区画整理事業は令和5年度末で事業費ベースで61.8%です。」との答弁でありました。

委員より、「街路樹が枯れている箇所の対応は、どのようにするのか。」との質問があり、当局は、「昨今の猛暑等によるものと認識しており、委託業者と対応を検討しています。」との答弁でありました。

委員より、「新清洲駅付近鉄道高架費の仮線用地買収の進捗状況は。」との質問があり、当局は、「令和6年5月末で区画整理区域を除いて、進捗率は面積ベースで73.6%です。区画整理区域内の買収については完了しており、借地は令和7年度に契約予定です。」との答弁でありました。

教育総務費について、委員より、「小学校のいじめが非常に増えている課題は。また、教員、当事者、保護者の間で認識の違いはあるのか。」との質問があり、当局は、「いじめの原因は、人間関係のトラブル、家庭環境、SNSなどがあります。このような原因は、教員が早期に情報をキャッチしながら対応しています。また、保護者、児童生徒、教員の認識は同じです。特に課題となるのは、SNSについては教員が把握できないことです。」との答弁でありました。

社会教育費について、委員より、「令和5年度の地域学校協働活動は、どのように活動を行ったのか。」との質問があり、当局は、「主な活動内容は、学校図書の修繕作業や読み聞かせ、校外学習の支援などです。」との答弁でありました。

保健体育費について、委員より、「清洲勤労福祉会館のヒートポンプ等改修工事は、令和5年度はどのような内容で、今後どのような予定か。」との質問があり、当局は、「令和5年度は、施設の現地調査、空調機器等の製作発注をしています。令和6年度は配管や機器の改修、令和

7年度は非常用発電機等の更新を予定しています。3年間で完了する予定です。」との答弁でありました。

委員より、「学校給食センター費の令和5年度の賄材料費における物価高騰分の割合と、物価高騰分に対する公費負担の状況は。」との質問があり、当局は、「物価高騰分の割合は7.1%、金額にして2,278万6,295円で、物価高騰分に対する財源は地方創生臨時交付金及び一般財源です。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号「令和5年度清須市一般会計決算認定について」の建設文教常任委員会所管分については、全員一致により、認定すべきものと決しました。

つぎに、認定第5号「令和5年度清須市水道事業決算認定について」、御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「今後の配水管の耐震化についての考えは。」との質問があり、当局は、「重要給水施設の耐震化を実施するとともに、新しく布設する場合、支障移設する場合には、耐震管を布設しています。今後は、令和7年度に企業債の償還が終わることから、耐震化工事を更に進めていきます。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、認定第5号「令和5年度清須市水道事業決算認定について」は、全員一致により、認定すべきものと決しました。

つぎに、認定第6号「令和5年度清須市下水道事業決算認定について」、御報告を申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「水道料金値上げの報道があったが、下水道使用料の値上げは、どのように考えているか。」との質問があり、当局は、「本市においては、まだ整備が進めているところであり、下水道料金の値上げについては、考えていません。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、認定第6号「令和5年度清須市下水道事業決算認定について」は、全員一致により、認定すべきものと決しました。

つぎに、議案第43号「清須市下水道条例の一部を改正する条例案」について御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「アナログ規制見直しに伴い、業務が適正かどうかの確認は、どのように行うの

か。」との質問があり、当局は、「工事の申請時などに工事責任技術者との十分調整を行い、確認を進めます。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第４３号「清須市下水道条例の一部を改正する条例案」については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第４４号「名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について」、御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「協定金額が、変わることはないのか。」との質問があり、当局は、「今回の協定については、事業費は変わりません。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第４４号「名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について」は、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第４６号「市道路線の認定及び廃止について」、御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「枇杷島駅西口広場のロータリー部分は、認定と廃止で形状が違うが、なぜか。」との質問があり、当局は、「もともとは停車場線の一部として一体的に認定していましたが、今回の停車場線の一部廃止に伴い、ロータリーの部分のみを新たに認定し直しました。」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第４６号「市道路線の認定及び廃止について」は、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第４８号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第２号）案」の建設文教常任委員会分所管分について御報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「民間木造住宅耐震化促進関係の申込み状況は。」との質問があり、当局は、「令和６年６月末時点で、民間木造住宅耐震診断は予算４０件に対して２６件、民間木造住宅除却は予算１０件に対して１０件の申込みがあり、正月の能登半島地震や先日の南海トラフ地震臨時情報を受け、更に多くの問合せや申込みが見込まれます。」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第４８号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第２号）案」の建設文教常任委員会所管分については、全員一致により、原案を可決すべきと決しました。

最後に、議案第５２号「動産の取得について（追認）」を御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「追認に至った経緯と原因、そして、今後の対策は。」との質問があり、当局は、「他の自治体の新聞記事を見た他課の職員からの問合せがあり、確認したところ、令和２年度の契約と令和６年度の契約の２件が、該当することが判明しました。再発防止に向けた今後の取組としては、動産取得事務のチェックリストを作成します。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第５２号「動産の取得について（追認）」は、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第４７号「令和５年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について」及び発議第２号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）」については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当建設文教常任委員会に付託されました案件について御報告を申し上げます。

議長（岡山 克彦君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡山 克彦君）

質問もないようですので、松岡委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

つぎに、９月１１日に開催されました総務常任委員会の報告を伊藤委員長より求めます。

伊藤委員長。

< 総務常任委員会委員長（伊藤 嘉起君）登壇 >

総務常任委員会委員長（伊藤 嘉起君）

議席１７番、総務常任委員会委員長、伊藤嘉起でございます。

令和６年９月定例会に上程されました議案等のうち、当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る９月１１日午前９時３０分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重

に審査を行いました。

これより、その審査の主な内容と結果について御報告を申し上げます。

それでは、認定第1号「令和5年度清須市一般会計決算認定について」の総務常任委員会所管分について御報告を申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、委員より、「法人市民税の税収が前年度と比較して減収となっているが、その理由は。」との質問があり、当局は、「円安やそれに伴う原材料費、エネルギーコストの高騰等が影響したのではないかと考えています。」との答弁でありました。

ふるさと寄附金について、委員より、「寄附金額が、大幅に増加した要因は何か。」との質問があり、当局は、「ふるさと納税が全国的に増加傾向であること、ポータルサイトの追加により、新たな寄附者を獲得できたことなどが要因と分析しています。」との答弁でありました。

歳出では、総務管理費について、委員より、「病気休職職員の職場復帰に向けて、どのような支援を行っているのか。」との質問があり、当局は、「職場復帰支援プログラムに基づき、病状の回復状況に応じた支援を行っています。」との答弁でありました。

委員より、「庁舎等における不審者対策について、市役所では、どのような備えをしているのか。」との質問があり、当局は、「市役所を始め、各公共施設に「さすまた」を配備しています。適切な対応をするため、訓練の実施も考えています。」との答弁でありました。

委員より、「企業立地促進補助金の対象区域を限定せず、市全域に見直す考えはないのか。」との質問があり、当局は、「市都市計画マスタープランで工業系土地利用を誘導すると位置付けられた区域と企業誘致対象区域が連動しており、対象区域を限定しています。土田・上条の企業誘致対象区域は、事業化の目処が立てば対象区域に含めることを検討いたします。」との答弁でありました。

委員より、「自治活動費補助金が前年度比で増加しているが、その理由は。」との質問があり、当局は、「コロナ禍が明けたことにより、ブロックの活動が以前の状況に回復したためです。」との答弁でありました。

委員より、「今後の補助金の推移について、どのように見込んでいるのか。」との質問があり、当局は、「この補助金は、コミュニティ活動を支援していく上で必要不可欠です。今後も自治会の活動を支える内容で推移していくと考えています。」との答弁でありました。

委員より、「自治会のデジタル化の進捗状況は。」との質問があり、当局は、「デジタル化は、

担い手不足を補う手段として有効であり、3分の1程度の自治会が活用しています。」との答弁でありました。

消防費について、委員より、「市で備蓄している土のうと市民への配布の状況は。」との質問があり、当局は、「備蓄数については2,400個ほどです。危険箇所への対応用でありますので、市民への配布は行っていません。」との答弁でありました。

委員より、「消費期限間近に迫った備蓄食料の対応を始め、今後、備蓄に力を入れていくものは何か。」との質問があり、当局は、「ローリング・ストックを考えて行っており、消費期限が迫ったものから、啓発も兼ねて、市の行事や地域の自主防災訓練で配布をしています。最近、災害用のトイレがクローズアップされていることから、携帯トイレを備蓄していくとともに、各家庭への啓発にも努めていきます。」との答弁でありました。

委員より、「市内における防災士の資格保有者数と今後の連携は。」との質問があり、当局は、「男性62人、女性25人の計87人の方が資格を保有しており、連絡先等を把握できた場合には、防災訓練や講座、避難所運営など連携していきたいと考えています。」との答弁でありました。

公債費について、委員より、「実質公債費比率の上昇をどのように分析しているか、また、実質収支比率、経常収支比率についてはどうか。」との質問があり、当局は、「それぞれ問題ない水準であると考えています。」との答弁でありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号「令和5年度清須市一般会計決算認定について」の総務常任委員会所管分については、全員一致により、認定すべきものと決しました。

なお、議案第40号「清須市税条例の一部を改正する条例案」、議案第48号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第2号）案」の総務常任委員会所管分については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

また、請願第1号『「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准をするよう清須市議会からの意見書」提出を求める請願』については、特に質疑もなく、採決を行った結果、賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。

以上のとおり、当総務常任委員会に付託されました案件についての御報告を終了いたします。

議長（岡山 克彦君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岡山 克彦君）

質問もないようですので、伊藤委員長、御苦労さまでした。

自席へ戻りください。

最後に、９月１３日及び１８日に開催されました福祉常任委員会の報告を大塚委員長より求めます。

大塚委員長。

< 福祉常任委員会委員長（大塚 祥之君）登壇 >

福祉常任委員会委員長（大塚 祥之君）

議席９番、福祉常任委員長、大塚祥之でございます。

令和６年９月定例会に上程されました議案等のうち、当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る９月１３日及び１８日の両日、午前９時３０分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

これより、その審査の内容と結果について御報告申し上げます。

最初に、認定第１号「令和５年度清須市一般会計決算認定について」の福祉常任委員会所管分について御報告を申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、民生費負担金について、委員より、「保育料の不納欠損額と収入未済額の内容は。」との質問があり、当局は、「不納欠損額は平成３０年度分の６３件で、収入未済額は令和元年から令和５年度までの収入未済額の合計です。」との答弁でありました。

衛生費委託金について、委員より、「乳幼児身体発育調査委託金とは何か。」との質問があり、当局は、「こども家庭庁が全国的に実施した調査で、清須市内の一部の地区が選定実施されたことによる委託金です。」との答弁でありました。

歳出では、社会福祉総務費について、委員より、「再犯防止推進計画の内容は。」との質問があり、当局は、「再犯を防止するため、国、県の計画の方針を踏まえて、本市が取り組むべき内容を掲載します。」との答弁でありました。

高齢者福祉費について、委員より、「成年後見支援センターの今までの成果は。」との質問があり、当局は、「昨年度は市民への周知に重点を置き、出前講座や講演会を開催いたしました。また、個別ケースについては、家庭訪問や親族申出の支援や受任者調整などを行いました。」と

の答弁でありました。

委員より、「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の加入条件として、認知症高齢者の事前登録が必要だと思うが、医師の診断書が必要なのか。」との質問があり、当局は、「介護認定を受けていない方は、医師の診断書等で認知症と把握できる書類が必要となります。」との答弁でありました。

児童福祉総務費について、委員より、「保育所等性被害防止対策支援について、小規模保育施設が活用しているが、実際に事案があったのか。」との質問があり、当局は、「そのような事案はありませんが、この補助金は、未然に防ぐための対策をするという目的で、民間施設に補助するものです。」との答弁でありました。

保健衛生総務費について、委員より、「西春日井2次救急医療負担金の医療機関による負担金の格差は。」との質問があり、当局は、「診療科目数により負担金に差があり、今後については、2市1町、西春日井広域事務組合にて検討が必要だと考えています。」との答弁でありました。

予防費について、委員より、「子宮頸がんワクチンのキャッチアップの接種状況は。」との質問があり、当局は、「平成9年から平成19年度に生まれた方3,711人が対象で、初回接種した人は350人です。」との答弁でありました。

委員より、「带状疱疹予防接種の接種率は。」との質問があり、当局は、「当初見込んでいた接種率に近い2.95%でした。」との答弁でありました。

環境衛生費について、委員より、「9月初旬に開催している秋の河川美化活動について、定期的に暑さが厳しいため、来年度から日程の変更はできないか。」との質問があり、当局は、「来年度の活動については、日程の変更を検討します。」との答弁でありました。

塵芥処理費について、委員より、「ごみ袋の値上がりにより、駆け込み購入や在庫不足は起こらなかったのか。」との質問があり、当局は、「駆け込み購入はあったと思いますが、店頭で在庫不足になることは起きませんでした。」との答弁でありました。

観光費について、委員より、「令和5年度きよすイルミの協賛実績は。」との質問があり、当局は、「172件で、314万3,000円の協賛がありました。」との答弁でありました。

委員より、「清洲公園駐車場の土地売買について、廃棄物が出た場合の責任の所在は。」との質問があり、当局は、「土地売買契約書の条項に契約適合責任の記載があり、従前の所有者へ廃棄物を撤去するよう請求ができることになっています。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号「令和5年度清須市一般会計決算認定について」の福祉常任委員会所管分については、全員一致により、認定すべきものと決しました。

つぎに、認定第2号「令和5年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について」、御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「県支出金にある保険者努力支援とは何か。」との質問があり、当局は、「特定健診・保健指導の受診率や国民健康保険税の収納率等の実績に応じ、県内各市町村に配分される交付金です。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第2号「令和5年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について」は、全員一致により、認定すべきものと決しました。

つぎに、認定第3号「令和5年度清須市介護保険特別会計決算認定について」、御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「令和7年度介護保険保険者努力支援交付金を評価指標に、難聴高齢者の早期発見、早期介入に係る取組を新たに追加する考えはあるか。」との質問があり、当局は、「評価指標の中には、すぐに取り込める内容も含まれているため、評価指標に基づいた内容を積極的に取り組んでいきます。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第3号「令和5年度清須市介護保険特別会計決算認定について」は、全員一致により、認定すべきものと決しました。

つぎに、認定第4号「令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について」、御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「他の事業では、項目として基金があるが、後期高齢者医療特別会計では基金がないのはなぜか。」との質問があり、当局は、「後期高齢者医療特別会計については、市が保険料を賦課・徴収し、広域連合に納付する事業形態であり、基金は設けていません。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第４号「令和５年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について」は、全員一致により、認定すべきものと決しました。

最後に、議案第４８号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第２号）案」の福祉常任委員会所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「幼稚園等の施設型給付費返還金の内容は。」との質問があり、当局は、「民間施設に給付する施設型給付費について、過年度の定員超過に対する減算調整をした金額の返還を求めるものです。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第４８号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第２号）案」の福祉常任委員会所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第４１号「清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」、議案第４２号「清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第４５号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」、議案第４９号「令和６年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）案」、議案第５０号「令和６年度清須市介護保険特別会計補正予算（第１号）案」及び議案第５１号「令和６年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）案」については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当福祉常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

議長（岡山 克彦君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡山 克彦君）

質問もないようですので、大塚委員長、御苦労さまでした。

自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。討論については、会議規則第５１条の規定により通告制となっており、認定第１号に加藤議員から反対討論、小崎議員から賛成討論、認定第２号、認定第

3号、認定第4号、議案第45号に加藤議員から反対討論、なお、加藤議員の申出により、反対討論のうち、議案第45号については、認定第4号の中で併せて行っていただきます。

請願第1号に飛永議員から反対討論、浅井議員、加藤議員から賛成討論が提出されております。討論は、発言席でお願いいたします。

また、表決については、起立により行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、認定第1号「令和5年度清須市一般会計決算認定について」を議題といたします。

会議規則第53条の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

＜ 15番議員（加藤 光則君）登壇 ＞

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

認定第1号「令和5年度清須市一般会計決算認定について」、反対の立場から討論いたします。

国による弱肉強食の新自由主義がもたらした日本経済の構造のゆがみは、公共の役割を縮小、放棄し、公務員削減と非正規職員の増大、業務の民間委託を進めるとともに、30年に及ぶ経済停滞、暮らしの困難をつくり出し、さらに、物価高騰により深刻な事態が続いています。そんな中、コロナ禍4年目に入った2023年度は、物価高騰による暮らしの悪化に、国民・市民に一番身近な自治体として、住民福祉の増進が第一の役割として求められました。

本市は、2023年7月から通院に係る子ども医療費の対象を高校生世代まで拡大し、学校給食に係る原材料の価格高騰分は公費負担を行い、さらに、満50歳以上に带状疱疹の予防接種費用を助成したことは、大変評価するものであります。

さて、令和5年度の財政状況を見ると、財政力指数は、標準的な行政活動を行うための必要な財源をどのくらい自力で調達できるかを示した指標であります。0.78と下がってきています。また、財政運営の自由度を見る経常収支比率は、91.8%と年々上がってきています。

歳入において根幹をなす市税は、市税収入の大幅な増加が見込めないと言われる中であっても、前年度比較において法人市民税が減少している分、個人市民税と固定資産税の増加がカバーしています。

また、歳出では、限られた財源の中で、投資的経費が13.1%を占めており、昨今の物価高騰による資材・人件費高騰は、当初の予算や取組期間の見込みを大きく狂わせるという懸念があります。個々の事業の進捗状況を見極めながら、優先順位を踏まえ、健全な財政運営の両立に引

き続き努められ、今後より一層、健全化判断比率及び資金不足比率を始め各種財政分析指標の水
準及び動向に留意し、健全な財政運営が維持されるよう求めるものであります。

つぎに、反対箇所及び問題点についてであります。

最初に、マイナンバー制度についてであります。

本市もマイナンバーカードの交付事業における一部業務について、2023年度に民間委託を
導入し、632万8,311円の委託料を支払い、普及に当たっています。マイナンバーカード
の所持は、法律で任意であるにもかかわらず、政府は全住民に所持させる普及方針を立てて、マ
イナポイントの付与や市区町村、業界、公務員への申請圧力、健康保険証の廃止表明など様々な
普及策を行ってきました。

そもそもマイナンバーカードは、マイナンバーを提供する際の本人確認と電子申請など利便性
向上のためとして作られました。なぜ必要を感じない市民にまで政府は、マイナンバーカードを
所持させようとするのでしょうか。目的は、マイナンバーとマイナンバーカードで管理する個人
情報を民間事業者に提供して、利活用可能にするためであります。

2023年7月、個人情報保護委員会は、デジタル庁に立入調査し、同年9月には行政指導を
行い、情報ひも付け等の本人確認の方法についての不十分性、情報漏えい時の報告体制の不備等
を指摘しました。行政のデジタル化は、情報システムの共同化集約により地方自治の多様性をな
くし、自治体の自立を失わせるおそれがあります。マイナンバーの利用拡大は必然的に個人情報
漏えいの危険が拡大するのは必至で、人権保障の重要な部分である個人情報保護の理念を覆すも
のであります。

また、防衛省が自治体へ自衛官募集事務の協力要請として、採用対象者の氏名や住所等の個人
情報の提供を求めることについても、政府の解釈を是とし、都道府県知事等が自衛官募集の事務
を行うとする自衛隊法97条1項を法律上の根拠として、自治体は第三者である防衛省に本人の
同意なく個人情報を提供できるとしました。自衛隊法97条1項は、自衛官募集事務を市長が行
うとしている状況にすぎず、住民の個人情報を防衛省に提供できると定めているものではありません。
個人情報保護の観点からすれば、このような条項を根拠に個人情報提供できるとすることは、
大きな問題があると言えます。

続いて、窓口業務の民営化における委託業務の拡大についてであります。

行財政改革の名の下に、住民票の写し等の交付を始め8業務において2020年10月から民
間委託を導入していますが、新たに総合案内業務も追加をされました。委託料は5,329万1,

062円であります。自治体の窓口業務は、戸籍・住民票など個人のプライバシーに関する個人情報であります。こうした情報に民間事業者が接することは、住民のプライバシー権の保障を脅かすものであります。自治体が責任を持って実施すべき業務は、任期の定めのない常勤職員を中心として運営するという原則に立ち返るべきであり、民間への委託は、行うべきではないということを変更して申し上げておきたいと思います。

つぎに、高齢者コミュニケーション費として実施された老人無料入浴制度が、事業終了となりました。事業の目的は、高齢者の健康増進と交流促進であります。高齢者施設にあった浴場が先に廃止され、市内にあった公衆浴場も事業を終了したわけであります。しかし、今、光熱水費が上がり、暮らしが大変な中で、1か月の入浴に係る水道光熱費は約5,000円とされています。高齢者の社会参加の機会を創出し、健康増進、福祉の向上に資する入浴事業の復活を求めるものであります。

つぎに、意見要望であります。

地球沸騰化と言われるほど猛暑が続いています。そうした中、熱中症警戒アラートの発表される日が増えてきました。本市はクーリングシェルターを実施していますが、来訪者が安全に過ごせるよう知恵や工夫を凝らしていただきたいと思います。

また、経済的な理由により自宅にエアコンが設置できない高齢者に対し、購入費等の補助を令和4年度から実施していますが、令和5年度は利用が0件でありました。熱中症による緊急救急搬送件数は、増加傾向にあります。家電量販店等にこういう施策があるということを周知させていただきながら、少しでも多くの方が利用できるよう啓発を努めてまいりたいと思っているという答弁をいただきましたが、課題が何であるか明らかにして、利用しやすい制度にしていきたいと思います。

続いて、学校給食費についてであります。

貧困と経済格差が広がり、異常な物価高騰が生活に追い打ちをかける中、学校給食費の無償化を求めていく声が高まっています。2023年度は県内で3市町村において、小中学校の全ての児童生徒を対象に、年間を通して給食費無償化が実施されています。また、期間や対象限定とした無償化を実施した又は実施している市町村は、15市町あります。そして、それ以外にも給食費の減額や物価上昇分を負担するなどして保護者の負担軽減を行っている市町が、33市町ありました。

政府は、学校給食費の負担軽減への地方交付金の拡充を表明いたしました。国の財源を活用し

て給食費への補助を拡充し、給食内容の維持とともに全国で広がる無償化の実現を求めるものがあります。

以上、憲法に定められた地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進のために全力を尽くす市政を進めていくことを求め、反対討論といたします。

議長（岡山 克彦君）

続いて、小崎議員の賛成討論の発言を許可いたします。

小崎委員。

< 10番議員（小崎 進一君）登壇 >

10番議員（小崎 進一君）

議席10番、小崎進一でございます。

清政会を代表して、ただいま議題となっております認定第1号「令和5年度清須市一般会計決算認定について」、賛成の立場から意見を申し述べます。

令和5年度は、市民の皆様の暮らしの安心を確保するとともに、コロナ禍収束の先にある未来への投資を着実に進め、「力強い清須」の実現に向けた取組が期待されておりました。

こうした中で執行されました令和5年度一般会計の決算額は、歳入総額315億428万円余り、歳出総額が302億5,014万円余りとなり、実質収支額は9億8,005万1,000円の黒字でありました。

歳入面では、その根幹をなす市税収入についておおむね予算どおりとなり、また、現年課税分の徴収率は、過去最高でありました令和3年度を上回ることができました。これも納税者各位の御理解と関係職員の地道な努力の成果の表れと理解しています。

一方、歳出面では、エネルギー、食料品などの価格高騰が続く中、清須げんき商品券の発行や学校給食費について原材料の価格高騰分を公費負担するとともに、9月から11月までの3か月間は無償化を行うなど、物価高騰の影響を受ける市民への生活支援を的確に実施されました。

また、本市の更なる発展に向けて、様々な行政課題への対応についても着実に進めたものと認識しております。

まずは、安全・安心の確保に向けて、雨水幹線・管渠の整備や雨水ポンプ場の長寿命化を着実に進めるとともに、五条川防災センターの整備に取り組み、防災体制の強化を推進されました。

つぎに、子育て支援についても、通院に係る子ども医療費対象者を高校生などまで拡大するなど、子育て環境を更に充実させております。

さらに、带状疱疹の予防接種費用の助成をするなど、市民の健康の保持・増進にも取り組まれました。

このほか、市発展の基礎となる鉄道高架事業や土地区画整理事業など便利で快適な暮らしの実現に向けた基盤整備についても、計画どおり前進させたものと認識しております。

また、こうした中でも財政運営面では、限られた予算を重点的かつ効率的に執行した結果、地方財政健全化法に基づく健全化判断比率の4指標は早期健全化基準を大幅に下回っており、様々な市民サービスを支える本市の財政の健全性は維持されております。

以上を踏まえまして、私は、この決算認定につきまして賛成の意を表明するものであります。

今後とも更なる清須の発展に向けて、市長の下で職員が一丸となって取り組んでいただくことを大いに期待し、決算認定に対する私の賛成討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同のほどよろしくお願いいたします。

議 長（岡山 克彦君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本件は、認定されました。

日程第2、認定第2号「令和5年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について」を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席15番、加藤光則です。

認定第2号「令和5年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について」、反対の立場から討論を行います。

物価高騰が市民の暮らしを直撃する中、自営業者やフリーランス、年金生活者、健康保険非適用の労働者などが加入する国民健康保険の保険税値上げが続き、加入者の暮らしを追い詰めています。制度開始時は、保険料に事業主負担がないため、相当額を国庫が負担する必要があるとして、総医療費の４５％だった国庫負担をその後引き下げてきた国の責任は重大であります。

そうした中で、都道府県化導入で２０１８年から６か年計画を立て、２０２３年までに愛知県の標準保険税率に近づけるよう市町村に圧力をかけ、毎年値上げを続けてきましたが、県が示した税率の上昇率は大きく、差が埋まらない状況であります。

２０２３年度は、一人当たりの調定額が１１万２４４円となり、前年度より２，３２６円引き上げられています。

税というのは、支払い能力に応じて負担する応能負担原則によらなければなりません。国民健康保険税には応益部分があり、低所得者にとっては大変大きな負担となっています。国民健康保険税の高さは、限界を超えています。医療へのアクセス権は、憲法において保障されている重要な基本的人権であります。必要な医療費を加入している市民に割り振る仕組みだけで、何とかしろと言っても限界があります。国民健康保険法は国の法律でもあり、国の役割は極めて大きいわけであり、公費の投入こそ必要であることを申し述べ、反対討論いたします。

議長（岡山 克彦君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第２号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本件は、認定されました。

日程第３、認定第３号「令和５年度清須市介護保険特別会計決算認定について」を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< １５番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

認定第3号「令和5年度清須市介護保険特別会計決算認定について」、反対の立場から討論します。

第8期の最終年度となった2023年度の歳入決算額は、予算現額に対して353万4,959円の収入不足で、執行率は99.9%となっています。これは、主に国庫支出金が1,375万4,294円及び保険料が276万2,777円、諸収入が149万1,490円上回った反面、支払基金交付金が1,248万6,444円及び県支出金が908万7,790円下回ったことによるものであります。

介護保険料は、調定額11億8,520万6,440円に対して収入決算額が11億5,987万4,777円、不納欠損額が857万6,300円及び収入未済額は1,675万5,363円で、収入率は97.9%となっています。

一方、歳出決算額は、予算現額に対して98.3%の執行率となっており、9,005万5,914円の不用額を生じています。また、不用額の主なものは、保険給付費が5,709万5,997円、地域支援事業費が2,255万795円及び総務費が854万5,941円で、いずれも予算の執行残であります。

つぎに、決算額を前年度と比較すると収入は1,049万4,658円、0.2%増加しています。これは、主に繰越金が8,881万3,263円、繰入金が2,500万6,000円、介護保険料が474万35円減少した反面、支払基金交付金が7,961万2,556円及び国庫支出金2,334万4,784円、県支出金が2,377万6,185円増加したことによるものであります。

また、歳出は、1億3,165万8,543円増加しています。これは、主に基金積立金が4,490万794円、諸支出金が3,113万6,533円及び地域支援事業費が139万7,405円減少した反面、総務費が1,213万513円、保険給付費が1億9,696万2,757円増加したことによるものであります。

介護保険は給付と負担が連動していることであり、介護給付費が増加するほど介護保険料も増加する制度であります。第8期の介護保険事業計画の最終年度の基金の残高が5億4,424万9,192円となりました。準備基金への積立金は保険料収入の剰余金であり、結果的に被保険者から過大に徴収したものであります。介護保険の事業主体として積み上がった分は、

基金を取り崩し、基金を活用し、介護保険料や利用料の負担軽減を図るべきであります。

高齢者の暮らしは物価高騰で逼迫し、必要な介護を受けられない事態や生活破壊がますます深刻化してきています。介護保険に必要な介護は保障される制度とするためには、国庫負担割合の引き上げ、保険料・利用料の減免が求められることを述べ、反対討論いたします。

議長（岡山 克彦君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第３号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本件は、認定されました。

日程第４、認定第４号「令和５年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について」を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< １５番議員（加藤 光則君）登壇 >

１５番議員（加藤 光則君）

議席番号１５番、加藤光則です。

認定第４号「令和５年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について」、反対討論をいたします。

政府が７５歳以上の医療費負担を現役世代より軽くし、現役世代に財政支援してもらうなどと言って始めたのが、後期高齢者医療制度であります。しかし、後期高齢者医療制度の医療費給付費については、当初財源の１０％を保険料で負担し、残りを現役世代から支援金と公費で賄う形でしたが、人口減少に伴う現役世代の負担増加分を高齢者と折半する仕組みによって、７５歳以上の人口が増え、医療給付費が増えれば自動的に保険料が上がり、７５歳以上の人の保険料を納める財源負担率は増加されています。

こうした中で、２０２３年度は後期高齢者医療制度の窓口医療費の２割負担が、通年で実施さ

れました。被保険者は9, 239人と前年より295人増え、一人当たりの医療費は99万9, 396円となり、前年度より4万252円増となりました。年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点という口実の下で、2022年に医療費が1割から2割に引き上げられたのは、年収が200万円以上の人で、決してゆとりある金持ちなどではありません。実際、医療費の負担を2倍にしたことで受診抑制が起きていることが、厚生労働省の調査でも明らかになっています。

そもそも75歳以上は、他の年齢より病気を抱えることが多くなり、その年齢で強制的に切り分けた後期高齢者医療制度は、医療費が増え続けることが前提の医療制度となり、その構造も問題であります。重い負担に苦しめられることなく必要な医療を受けられるようにするのが、政府の使命であることを申し述べ、反対討論とします。

なお、議案第45号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」は、現行の被保険者証及び資格証明書の廃止に伴う事務の見直しであります。しかし、マイナ保険証は、個人情報のひも付けの誤りや受診時のトラブルが相次いだことで国民の不信感や不安が高まり、いまだ利用率が12.43%にとどまっています。マイナ保険証を持たない人には、資格確認書が交付されます。現行の保険証と同じ役割を果たします。被保険者証をそのまま続ければ済むことであります。現行の保険証を残すべきことを申し上げて、反対討論といたします。

議長（岡山 克彦君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本件は、認定されました。

日程第5、認定第5号「令和5年度清須市水道事業決算認定について」を議題といたします。

採決に入ります。

認定第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本件は、認定されました。

日程第 6、認定第 6 号「令和 5 年度清須市下水道事業決算認定について」を議題といたします。

採決に入ります。

認定第 6 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本件は、認定されました。

日程第 7、議案第 4 0 号「清須市税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 4 0 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 4 1 号「清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 4 1 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 4 2 号「清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 4 2 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 0、議案第 4 3 号「清須市下水道条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 4 3 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1、議案第 4 4 号「名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 4 4 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 4 5 号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第４５号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１３、議案第４６号「市道路線の認定及び廃止について」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第４６号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１４、議案第４７号「令和５年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第４７号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１５、議案第４８号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第２号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第４８号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１６、議案第４９号「令和６年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第４９号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１７、議案第５０号「令和６年度清須市介護保険特別会計補正予算（第１号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第５０号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１８、議案第５１号「令和６年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）案」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第５１号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 52 号「動産の取得について（追認）」を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 52 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、発議第 2 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）」を議題といたします。

採決に入ります。

発議第 2 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、請願第 1 号『「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准をするよう清須市議会からの意見書」提出を求める請願』を議題といたします。

はじめに、浅井議員の賛成討論の発言を許可いたします。

浅井議員。

< 19 番議員（浅井 泰三君）登壇 >

19 番議員（浅井 泰三君）

御無礼いたします。19 番、浅井泰三です。

私からは、『「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准をするよう清須市議会からの意見書」提出を求める請願』第 1 号に賛成の立場から討論を申し上げます。

私たちの清須市は、請願趣旨にありますように非核・平和都市宣言をうたっております。また、

毎年、広島平和祈念式典に参加した児童生徒は、核の悲惨さを目の当たりにし、平和の尊さを実感するとともに、その残酷さに、なぜこの世から核がなくなるのか、そして、世界で唯一の被爆国でありながら、世界から核兵器がなくなる運動の核兵器禁止条約に日本政府が署名・批准がなぜできないのか、そして、核の傘など理屈を抜きにして、本市は国に対し物が言えないのか、形だけの平和都市宣言では児童生徒に申し開きができないのではないのでしょうか。

現在、世界情勢を見ても、日本の周辺を見ても非常に不安定な情勢であるからこそ、駄目なのは駄目、条約の署名・批准こそが、被爆国であり、主権国家である私たち地方行政にあつての課せられた使命であると確信し、この条約の署名・批准をするよう意見を求める請願に賛成をするものであります。

一昨日の報道では、岸田首相が、最後の取組として国連本部で兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉開始に向け、ハイレベル友好国会合を主催し、核兵器のない世界の実現を国際社会共通の目標としました。このことでは、広島選出の議員であってか、首相の最後の置き土産になってしまったかと大変惜しまれる退任になったかと思います。どうかそのこともしん酌賜り、党派を越えた議員各位の賛同を求め、賛成討論といたします。

議長（岡山 克彦君）

続いて、飛永議員の反対討論の発言を許可いたします。

飛永議員。

< 11番議員（飛永 勝次君）登壇 >

11番議員（飛永 勝次君）

議席11番、公明党、飛永勝次でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、議題になっております請願第1号『「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准をするよう清須市議会からの意見書」提出を求める請願』につきまして、清須市議会公明党を代表し、反対の立場から討論を行います。

清須市は2006年3月、非核・平和都市宣言をしています。また、戦争の悲惨さ、命の大切さ、平和の尊さを実感として学び取るために、本市の代表児童が広島平和祈念式典へ参列をしています。次代の世界をつくる子どもたちが平和な世界を建設しゆく心を育み、人類の生存と平和な世界に脅威を与える核兵器に対して非を唱えながら、この清須市から世界へ羽ばたいていくことに平和な世界実現への大きな希望を誰もが抱くと思います。人類が目指すべき第一歩は、平和であるべきとの先哲の言葉にあるとおりであります。

核兵器禁止条約は、２０１７年７月に国連本部にて１２２か国が賛成して採択されました。そして、２０２１年１月２２日に新たな国際法として発効しました。核兵器禁止条約は、核兵器の開発を始め製造、保有、使用、そして、使用の威嚇まで全ての行為を禁止する条約であります。被爆した方々の核廃絶に向けた並々ならぬ思いが形となった条約であり、核兵器を禁止する唯一の国際規範であります。なのに、なぜ世界唯一の被爆国である日本は、現在においても批准しないのか。日本政府・外務省軍備管理軍縮課に核兵器禁止条約に日本政府が批准できない理由について問合せをしたところ、回答は以下のとおりでありました。

「核兵器禁止条約は、核兵器のない世界への出口とも言える重要な条約ですが、同条約において２０２４年９月４日現在、締約国・地域は７０か国・地域となっているものの、核兵器保有国９か国（アメリカ、ロシア、中国、イギリス、フランス、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮）はいずれも１か国も参加しておらず、いまだその出口に至る道筋は立っていないのが現状であります。

こうした中で、我が国は、唯一の戦争被爆国として核兵器保有国を関与させるよう努力をしていかなければならないと考えております。日本政府としては、引き続き核軍縮に関するＧ７首脳広島ビジョンを強固なステップ台としつつ、ヒロシマ・アクション・プランの下で取組を一つ一つ実行していくことで、現実的かつ実践的な取組を継続・強化していく考えです。」との回答でありました。

また、現在の日本を取り巻く安全保障環境は、大変厳しいものがあります。北朝鮮は核保有を宣言しており、中距離ミサイルは数百発あるとされています。今月に入っても数回ミサイルが、発射をされております。いつ、どこから飛んでくるかも分かりません。

そうした現実には、日本の防衛力だけでは対処できず、アメリカに頼らざるを得ません。長期的には核抑止に代わる解決策を模索をするべきですが、現状では、日本はアメリカの核抑止力を否定できないのではないのでしょうか。

こうした背景もあり、現状の日本は、核兵器禁止条約に署名・批准はできないという立場であるとも言えます。

であるがゆえに、日本は世界唯一の被爆国として核兵器の廃絶を目指し、核保有国との橋渡し役を担っていかなければなりません。核廃絶の取組をより一層現実的に本格化するためには、対話が不可欠です。対話なき核戦力配備競争への道へと至らないよう核兵器禁止条約を締結した非保有国との協力、連携において核戦争の危機を回避し、そして、核兵器のない世界へ向けて道を大き

く開いていくため、核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議や岸田総理大臣が立ち上げた「核兵器のない世界」実現に向けた国際賢人会議において、「核兵器のない世界」実現のための具体的な道筋について議論の積み重ねを継続をし、さらには、核兵器禁止条約の約定国会議へのオブザーバー参加を実現し、「核兵器のない世界」実現に向けた真の対話を日本政府がリードし続けられなければなりません。この真の対話の主体的に現実的かつ実践的な取組の継続、そして、その強化を求めて反対討論といたします。

議長（岡山 克彦君）

最後に、加藤議員の賛成討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席15番、加藤光則です。

請願第1号『「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准をするよう清須市議会からの意見書」提出を求める請願』に対して、賛成の立場から討論を行います。

79年前、広島と長崎に投下された原子爆弾は、人類が体験したことのない、この世の地獄をもたらしました。そして今、ロシアのウクライナ侵略やイスラエルのガザ攻撃が続く下で、核大国が核の脅威や核戦力の増強を行い、核兵器使用の瀬戸際ともいえるべき状況が懸念されています。核保有国は、核抑止を唱え、核戦力の維持・増強を進め、核対核の悪循環を加速させ、核衝突の危機を高めています。核兵器によって人類が滅ぼされるか、それとも人類が核兵器を廃絶し生き続けていくか、この選択を迫られる時代に入ったのではないのでしょうか。

原爆が人間に何をもたらしたか、核兵器とは何なのかという認識を共通のものにしなければなりません。今こそ、この危機を乗り越えるためにも、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に参加することを求めていくことが、必要であります。

核兵器禁止条約は史上初めて核兵器を違法なものと糾弾し、122か国が賛成して採択されたものであります。核兵器禁止条約には、核兵器のような非人道的な兵器が広島・長崎に続いて二度と使われないようにするためには、核兵器を完全になくすしかないと示されています。そして、核兵器禁止条約は、核抑止の規範から抜け出さず、核抑止とは、いざとなれば広島・長崎を再現するとの脅しであり、人道に反する行為であり、核抑止の不安定性は、究極的には核兵器の使用に導くものであります。

日本では、非核宣言をしている自治体が全体の約 9 割、核兵器禁止条約への参加を望む世論が 7 割、核兵器禁止条約参加を望む意見書決議を採択している自治体が 6 8 7 にも及びます。本市は、非核・平和都市宣言を 2 0 0 6 年 3 月 6 日に行い、「世界で唯一の核被爆国の国民として、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の意義を世界の人々に訴えていかなければなりません。」と宣言文に記されています。是非請願を採択し、国際的な世論と運動を一層前進させるよう議員各位の賛同を強く求めて、請願第 1 号への賛成討論といたします。

議 長（岡山 克彦君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

請願第 1 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 少 数 >

議 長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

起立少数でございます。

よって、本請願は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第 2 2、「各常任委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より各所管事務の調査について、会議規則第 1 0 3 条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、各常任委員会委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長（岡山 克彦君）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

日程第 2 3、「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員長より議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会

議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、議会運営委員会の委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡山 克彦君)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

日程第24、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第155条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣について、案のとおり派遣したいと思います、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡山 克彦君)

異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたします。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣について変更が生じた場合は、議長において決定したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡山 克彦君)

異議なしと認めます。

よって、議員派遣について変更が生じた場合は、議長において決定することに決定いたします。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年9月清須市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり御審議いただき、大変御苦労さまでございました。

(時に午前 1 0 時 5 9 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年9月26日

議 長 岡 山 克 彦

署名議員 伊 藤 奈 美

署名議員 浅 妻 奈々子